

令和 7 年 第 5 回浅口市農業委員会議事録

令和 7 年 5 月 1 5 日浅口市役所 3 階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 1 2 名			農地利用最適化推進委員 1 3 名		
議席番号	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
1	大 橋 繁 雄	出	金光 1	瀬 良 哲 哉	出
2	渡 邊 清 志	出	金光 2	藤 丘 廣 志	出
3	友 田 陽 勝	出	金光 2	安 田 文 彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光 3	荒 木 秀 樹	出
6	川 崎 英 俊	出	金光 3	菰 口 清 司	出
7	柚 木 栄 蔵	出	鴨方 1	吉 川 孝 之	出
8	吉 田 潤 市	出	鴨方 1	杉 本 正 彦	欠
9	虫 明 伸 吾	欠	鴨方 2	瀬 嶋 富士夫	出
1 0	—	—	鴨方 2	虫 上 行 治	出
1 1	渡 邊 豊	出	鴨方 3	山 下 善 弘	出
1 2	齋 藤 孝 実	出	鴨方 3	山 下 眞 治	出
1 3	岡 田 直 樹	出	寄島 1	中 濱 稔 文	出
			寄島 2	大 島 明 敏	出

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭

書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議 事

議案第 1 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 2 2 号 農用地利用集積等促進計画について

日程第 4 報告事項

報告第 5 号 農地法第 1 8 条の規定等による合意解約通知について

報告第 6 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 7 号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年6月13日（金））

議 長	開会（午後１時３０分） 始めさせていただきます。
	ちょうど田植の時期で、準備も大変忙しいと思われます。お疲れのところだと思いますが、今日も慎重審議にご協力のほうをよろしくお願いいたします。 それでは、これより令和７年第５回浅口市農業委員会を開会します。 ただいまの出席委員は１０名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。
	会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力お願いします。 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において６番川崎委員、７番柚木委員を指名します。 日程第２、会期の決定についてを議題とします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これに異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。
	日程第３、議事に移ります。 議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 ５４３番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は２ページになります。 議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年５月１５日提出。 番号５４３番、土地の所在地は、金光町地頭下です。田、３７２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は憎反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうで補足説明を行います。 位置図は１ページ、２ページになります。 ちょうど〇〇〇〇がありますね、そののちょっと東の南に下がったところです。現状は遊休地となっていますけれど、もう草刈りをして管理をしています。今後は野菜等を、稲作はしないようなことを言われ取りましたが、要するに耕作をするというふうなことを言われ取りました。特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。 ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５４３番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声

議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５４６番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５４６、土地の所在地は、鴨方町六条院中です。畑、６１９平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１１番、渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	この案件の場所は、今現在、〇〇〇〇から西の方向へ３００メートルぐらい行ったところにあります。譲渡し人のほうが、単に耕作はもうできないということで、近隣の方に譲渡しになります。問題ないと思います。審議のほうをよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５４６番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５４７番、それと５４８番の件について、譲受人が同一になってますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	番号５４７、土地の所在地は、全て寄島町です。５４７－１、畑、１７５平米、同じく５４７－２ほかといたしまして、田、４筆、２、６２８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
	続きまして、番号５４８、土地の所在地は、寄島町です。田、１、１６０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１２番、斎藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	斎藤です。
	位置図のほうにつきましては、５ページと６ページをお開きください。
	寄島町から行きますと中心部より西のほうへ少し離れますけれども、耕作放棄地対策ということで、皆様方に説明申し上げましたとおり、寄島町では今レモンの栽培等を推進しておりまして、今回も持ち主の方が行き届かないというふうなところにつきまして話が進むに至ったというふうな経緯でございます。
	取得する面積のほうにつきましても、４０アールということでかなりまとまった土地になります。それで、取得後はレモン栽培ということで、多くのレモンが、木が植わるというふうなことを聞いております。

	譲り受人のほうにつきましては、〇〇〇〇なんですけれども、通作距離が約１０キロということで、問題なく通作されるということを聞いておりますし、それから土地のほうの地域でのいろんなルールがあると思うんですけれども、水利でありますとか、周りに合わせる環境とかということもありますけれども、そういったものも遵守して守っていただけるということで問題なしと判断いたします。よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５４７番の件、５４８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５４９番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５４９、土地の所在地は、全て鴨方町六条院西です。番号５４９－１、田、２７６平米、番号５４９－２、田、７５０平米、番号５４９－３、田、１，２５１平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	この案件の場所は、〇〇〇〇にあります。譲渡し人と譲受人は、同じ番地で親子関係です。親から子供へ贈与ということでございます。問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５４９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５５０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５５０、土地の所在地は、金光町占見新田です。田、７１５平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	該当地区の担当委員であります私のほうから補足説明を行います。
	位置図は９ページ、１０ページになります。
	〇〇〇〇があるんですが、それをちょっと南に下がって〇〇〇〇との間ぐらいになるんですが、今まで耕作放棄地で草が生えたりしとったんですが、草も刈って、もう

	既に耕うんをして田植の準備をしております。特に問題はないと思いますので、ご審議のほうをよろしくお願いします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５５０番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５５１番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	ページ、３ページになります。
	番号５５１番、土地の所在地は、鴨方町地頭上です。畑、４７４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木です。
	地図は１１、１２ページ。
	この物件は今、耕作まではできていないところなんです、〇〇〇〇がレモンを植えるという形で話がまとまったようです。別段問題ないと思いますから、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５５１番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５５８番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５５８、土地の所在地は、全て鴨方町地頭上です。番号５５８－１、田、９７７平米、番号５５８－２、田、１８８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲りけの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木です。
	地図は１３、１４ページ。
	場所は、〇〇〇〇からちょっと北へ行って、５０メートルぐらい行った東側です。昨年もその方が作れなくなって、その作業を今回譲り受ける〇〇〇〇が、稲をつくるということで、今年、農地の貸し借りの書類が出て、それがオーケーになったんですけど、地権者がもうできないと、農業が。それで、そういう格好でもう譲り渡すとい

	うことで、話がついたらしいです。問題ないと思いますが、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５５８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５６３番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５６３、土地の所在地は、全て金光町地頭下です。番号５６３－１、田、６５１平米、番号５６３－２、田、７４８平米、番号５６３－３、畑、６０７平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうから説明を行います。 位置図は１５、１６ページになります。 〇〇〇〇がありますが、それをちょっと南へ下がったところに位置をしております。〇〇〇〇が自宅になるんですが、娘さんに生前贈与ということで、持分２分の１を贈与するということです。現状はもう田んぼのほうも耕したりしとりますし、畑のほうも作物を植えたりしております。特に問題はないと思いますので、ご審議のほうをよろしくお願いします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５６３番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５６４番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	土地の所在地は、全て鴨方町益坂です。番号５６４－１、田、１，３０２平米、番号５６４－２、畑、５５０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	柚木です。
	位置図は１７、１８です。 これはちょうど譲り受ける〇〇〇〇になりますから、１７ページの１番の横の〇〇〇〇、これは僕も知っとる人なんじゃけど、それ家の前じゃけえ、もうできないんやったら引き取ろうということになったということで、今ちょっと耕作はできていないところですが、野菜を植えるという格好で、話がまとまったと聞いています。まず問題

	ないと思いますから、審議のほうよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なし認めます。
	それでは、５６４番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５６５番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５６５、土地の所在地は、金光町下竹です。田、１，０５５平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	１番大橋です。
	地図は１９、２０ページです。
	場所は、〇〇〇〇があるところから１５０メートルぐらい西の〇〇〇〇になります。もう労力不足ということで、現地はきれいに草を刈って管理をされとります。別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５６５番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５７０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５７０、土地の所在地は、全て金光町地頭下です。番号５７０－１、田、１，０３８平米、番号５７０－２、田、２１９平米、番号５７０－３、田、２７６平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうで説明を行います。
	位置図は２１、２２ページになります。
	〇〇〇〇があるんですが、その西に位置します。〇〇〇〇から２０メートルほど入ったところになります。耕作放棄地になっとったんですが、今は草を刈って、草も焼いたりして管理をしています。尋ねると、耕作をするんだというふうなことを言われとりました。特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくをお願いします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、５７０番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、５５５番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	４ページになります。 議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請について。こちらは使用貸借権の設定になります。令和７年５月１５日提出。 番号５５５、土地の所在地は、寄島町です。田、１，９４７平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。借受けの理由は増反、貸出しの理由は労力不足です。借受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１２番斎藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	斎藤です。 地図のほうは２３ページと２４ページにまたがってます。 こちらのほうは、寄島の〇〇〇〇になります。このたび使用権貸借というか利用権設定で、この３月まで取り扱っておりました利用権設定の廃止に伴いまして、３条の許可申請、これが使用権貸借の設定ということになります。これもちょっと私は初めて扱うやり方なんですけれども、契約書のほうを見ましたら１０年契約ということでの更新可能ということでの契約が取り交わされてるみたいです。お互いその地元の方同士でのやり取りでございまして、使用に当たりましてはレモンの栽培をするということになっています。特に問題はないと思うので、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、５５５番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、５５９番、５６０番、５６１番、借受人が同一になってますので、一括して事務局のほうの説明を求めます。
事務局	番号５５９、土地の所在地は、寄島町です。畑、６１５平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。借受けの理由は増反、貸出しの理由は労力不足です。借受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。 続きまして、５６０番、土地の所在地は、寄島町です。畑、１９２平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。借受けの理由は増反、貸出しの理由は労力不足です。 続きまして、５６１番、土地の所在地は、寄島町です。畑、７８５平米。借受人

は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。借受けの理由は増反、貸出しの理由は労力不足です。借受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、１２番斎藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 斎藤です。続けます。

こちらのほうの地図のほうにつきましては２５ページと２６ページになります。

〇〇〇〇といいまして、こちらのほうも寄島町の西、北側になります。山の小さいところに面する地区ということになっております。こちらのほうも、貸出人のほうに聞きましても、非常に耕作のほうもしづらいということで、そのまま放っておきますと原野化してしまうおそれがあるところを、推進委員の大島委員のほうが非常に精力的になってくださいまして、それをもう耕作放棄地対策ということでレモンをしようということで、３筆まとめて金光の方が借り受けるということでございまして、通作距離が１１キロで、通作には十分可能であろう。ただし、この方は地区外の方ですので、土地のルールでありますとか、お若いですので、いろんな水利の問題でありますとか、土地のルールをよく従ってくださいよというふうなことをこちらのほうから申し述べております。もう我々が、この地を借りてる方々さんの保証人みたいな形になってございまして、かなりこの方も顔を覚えていただいて、安心感を持っているというところがございます。したがって、契約の年数は１０年の更新だということでの契約をしておりますので、問題なからうかというふうに考えております。

以上です。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、５５９番、５６０番、５６１番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、議案第２０号農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とします。

５６７番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 ５ページになります。

議案第２０号農地法第４条の規定による許可申請について。令和７年５月１５日提出。

番号５６７、土地の所在地は、金光町占見、田、５７平米。転用目的は、宅地拡張。〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、当該地区の担当委員であります私のほうから補足説明を行います。

位置図は２７、２８ページになります。

	これも、〇〇〇〇がありますが、その北側の旧道に沿ってあります。これは、家を建てるために使うということで、特に問題ないと思います。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５６７番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第２１号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。
	５６６番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	ページ、６ページになります。
	議案第２１号農地法第５条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年５月１５日提出。
	番号５６６、土地の所在地は、金光町須恵です。田、２３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、進入路。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしく願いいたします。
議 長	次に、３番友田委員、補足説明をお願いします。
委 員	３番友田です。
	地図のほうは、２９ページ、３０ページになります。
	場所のほうは、〇〇〇〇から南南東ぐらい、ややちょっと東寄りの南に〇〇〇〇がありますけど、その一番南の端の角っこの部分になります。こちらのほう、譲受人の家に入る道路というか、その辺でありまして、ちょうど地図にあります〇〇〇〇、ここがちょうど車庫になっておりまして、ここに入るときに何回も、どれくらいかそこまで聞いていないですけど、車を何度も落としたらしいです。隣の譲渡し人と話をして、この一角を通路として譲り受けたいということで、こちら農地のほうは全体にハウスがありまして、特に全体的に見ても問題ないということでお話が決まったというふうに聞いております。特に問題はないと思いますが、よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５６６番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	次に、５６９番の件について事務局の説明を求めます。

事務局	番号５６９、土地の所在地は、全て鴨方町六条院中です。番号５６９－１、田、５６２平米、番号５６９－２、畑、３７８平米、番号５６９－３、田、７７０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、建て売り住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。 この案件の場所は、〇〇〇〇がありますが、〇〇〇〇から〇〇〇〇がある北側の北、〇〇〇〇のすぐそばです。土地は管理はされているんですが、作付のほうはされていません。排水とかそういうの、土木委員とか水利委員があるんですけど、水利委員がいなくて、土木委員の承諾は得ております。両サイド、アパートです。問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５６９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め許可することに決定します。
	次に、５６８番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	７ページになります。 議案第２１号農地法第５条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和７年５月１５日提出。 番号５６８、土地の所在地は、金光町町占見です。田、２１８平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人も、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうで補足説明を行います。
	位置図は２７、２８ページになりますが、ちょっと変形した土地になります。親子関係で息子さんが家を建てるということになってるそうです。特に問題はないと思いますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５６８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局	続きまして、議案第２２号農地利用集積等促進計画についてを議題とします。 それでは、事務局の説明を求めます。 議案書８ページになります。
	議案第２２号農地利用集積等促進計画について。令和７年５月１５日提出。 それでは、説明いたします。 番号は７０、この件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予等対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。
	権利の設定を受ける者は１名、農地は２筆、新規でいずれも旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。 契約期間は、１０年以内になります。 次に、９ページになりますが、地目別設定面積については、田、９１７平米です。 以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。 日程第４、報告事項に移ります。
	報告第５号農地法第１８条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は１０ページになります。 報告第５号農地法第１８条の規定等による合意解約通知について。令和７年５月１５日提出。
	番号５５７番、鴨方町六条院東、田、９０１平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和７年３月３１日です。 続きまして、番号５７１－１、鴨方町地頭上、田、９７７平米、番号５７１－２、鴨方町地頭上、田、１８８平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和７年４月１日、引渡し年月日は令和７年４月２日です。 以上です。
議 長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。 続きまして、報告第６号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は１１ページになります。

	報告第6号農地法施行規則該当転用届について。令和7年5月15日提出。 番号556番、寄島町、畑、96平米のうち14平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇です。 以上です。
議 長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑がないようですので、報告を受けたことといたします。 続きまして、報告第7号形状変更届についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は12ページになります。 報告第7号形状変更届について。令和7年5月15日提出。 番号552-1、寄島町、畑、32平米、番号552-2、寄島町、畑、14平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、畑から畑に変更で、〇〇〇〇です。 続きまして、番号562、鴨方町益坂、田、289平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。 以上です。
議 長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。 日程第5、その他に移ります。 事務局から報告等がありましたらお願いします。
事務局	①農業委員の欠員補充について ②農業委員の選任に関する規則、農業推進委員の選任に関する規則の推薦、応募の様式について ③農業者年金オンラインセミナーについて ④前回総会でご質問をいただきました新規就農者支援、新規就農者について ⑤次回の農業委員会について
議 長	ほかにはないようですので、本日の委員会は以上で閉会いたします。ご苦労さまでした。 閉会（午後3時00分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月15日

浅口市農業委員会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨